

資料2-1

2023年5月18日
PFI推進委員会

ガイドライン改正(案)の概要



内閣府 民間資金等活用事業推進室

各種ガイドライン改正(案)の概要

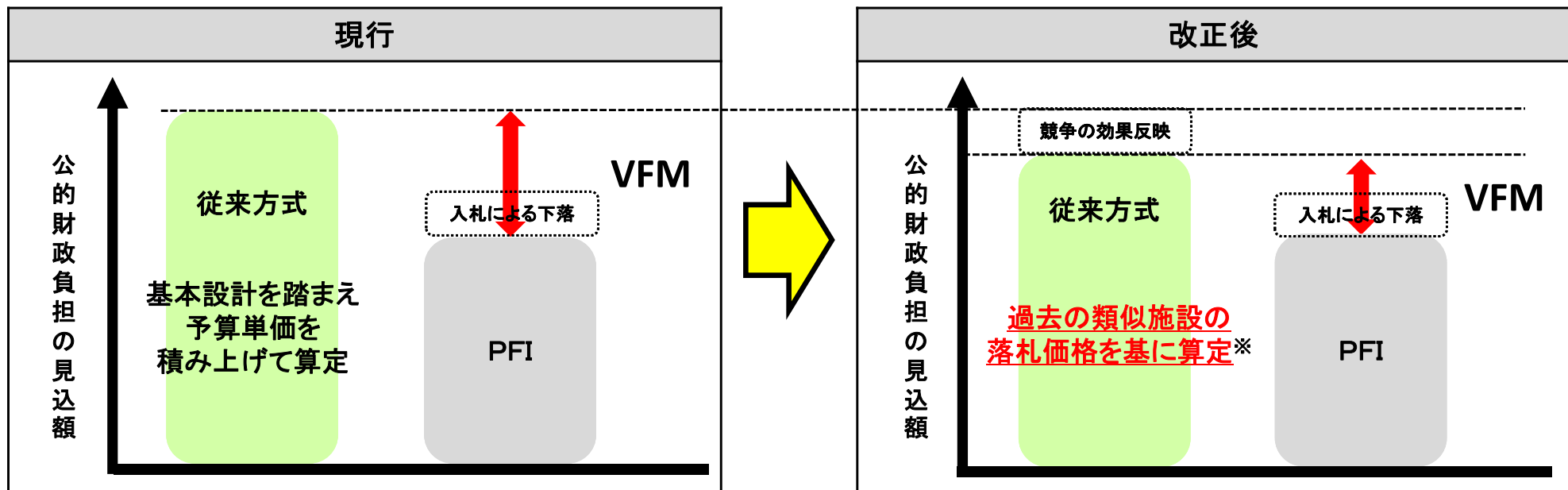
プロセス・VFM・契約・運営権ガイドラインについて、令和4年PFI法改正の国会審議における指摘等を踏まえて改正を行う。PFI推進委員会（有識者）での審議を経て、6月上旬頃に、PFI推進会議（全大臣）で決定予定。

国会審議における指摘事項等	ガイドライン改正事項
1. 労働条件	
PFI事業において、労働者の賃金等の労働条件が悪化しないようにすべき。	契約ガイドラインに、 労働関係法令を遵守し、社会保険料等の適正な積算を行うことが必要 である旨を追記。
2. 地域企業参画	
PFI事業において、地域のまちづくりの中核を担う 地域企業が参画しやすいように すべき。	プロセスガイドラインに、民間事業者の募集時の基本的な考え方の一つとして、 入札時の評価項目に地域企業の参画の有無等を取り入れるといった工夫が想定される 旨を追記。
3. 災害時利用	
PFI事業の対象施設（体育館等）について、 災害時の避難所等 として確実に利用できるようにすべき。	プロセスガイドラインに、PFI事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、 各施設の用途を踏まえ、災害時の被災者の受入れ等に活用できることが望ましい 旨を追記。
4. 会計検査院報告	
国が実施するPFI事業の VFMが大きく算定されていた可能性 があることから、今後実施されるPFI事業において、より適切にVFM評価が行われるよう、 VFMガイドラインの改定等 について検討すべき。（令和3年5月会計検査院報告）	VFMガイドラインに、会計検査院報告を踏まえ、公共が実施した場合の 公的財政負担の見込み額を適切に捉える観点から、過去の類似施設の落札価格等を基に算定することが想定される 旨を追記。
5. 実施方針の変更手続	
令和4年PFI法改正により創設された実施方針の変更手続について、 適切な運用がなされるよう、制度の詳細を整理することが必要 。	運営権ガイドラインに、PFI法改正により設けられた実施方針の変更提案に基づく変更手続について、 設定された運営権の運営等の内容から逸脱したり、施設の立地（住所）に変更が生じたりしないよう留意 する旨を追記。

VFMガイドライン改正案の概要(競争の効果の反映)

- 事業期間を通じた**公的財政負担の見込額**について、**従来方式よりPFIの方が低くなる場合には、VFM(Value for Money)がある**と言ひ、PFI事業として実施することが適当であるとされている。
 - 令和3年の会計検査院報告において、事業者選定時の**PFIの見込み額は落札価格を基に算定されるため、入札による価格下落という競争の効果が反映されているが、従来方式の見込み額については入札による価格下落が想定されておらず、VFMが過大に見積もられているとの指摘あり。**
- ⇒従来方式の見込み額について、競争の効果を反映したものとなるよう、**過去の類似施設の落札価格等を基に算定する**方法を明記。

<事業者選定時のVFM算定>



※地方公共団体の多数の事例で行われているように、特定事業選定時にこの方法で算定することを原則とする。

各種ガイドライン改正(案)の概要(詳細版)

- ※ 契約ガイドライン : 契約に関するガイドライン – PFI事業契約における留意事項について –
- プロセスガイドライン : PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
- VFMガイドライン : VFM(Value For Money)に関するガイドライン
- 運営権ガイドライン : 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

1. 国会審議・附帯決議関係

※【 】は1ページの項目に対応

PFI法改正案の国会審議や附帯決議を踏まえ、契約ガイドライン及びプロセスガイドラインの改正を行う。

(1) 労働関係法令の遵守について【1】

PFI事業は長期に及ぶものであるとともに、通常はSPCから各業者に業務を委託するものであるため、適切に人件費等を見積もるといった労働環境の整備が求められる。

そのため、労働関係法令を遵守し、社会保険料等の適正な積算を行うことが必要である旨を追記する。

※対応箇所 : 【契約ガイドライン「1. 事業全体にかかる事項」の「2. PFI事業契約書作成に関する法令等上の留意点」】

(2) 地域企業の参画促進について【2】

地域企業、とりわけ中小企業の参画が促進されるよう、民間事業者の募集時の基本的な考え方の一つとして、落札時の評価において、地域企業の参画の有無、地域企業への業務発注、地域経済への貢献等を取り入れるといった工夫が想定される旨を追記する。

※対応箇所 : 【プロセスガイドライン4-1】

(3) 災害等の緊急時の施設利用について【3】

PFI事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、各施設の用途を踏まえ、災害時の被災者の受入れ等に活用できることや、事前調整の上で公的行事のために活用できることについて示しておくことが望ましい旨を追記する。

※対応箇所 : 【プロセスガイドライン4-1】

各種ガイドライン改正(案) の概要

2. 会計検査院報告を踏まえた対応関係

「国が実施するPFI事業について」(令和3年5月会計検査院随時報告)や、それを踏まえて実施したVFM算定に関する実態調査の結果を踏まえ、VFMガイドラインの改正を行う。

(1) 会計検査院報告を踏まえた対応について

- コンセッション以外の独立採算型・混合型事業のVFM算定方法を明確にすべきという指摘を踏まえ、コンセッションと同様に、総収入と総支出の差を用いて算定する方法(運営権ガイドラインに記載)によることが望ましい旨を追記する。
- PFIの公的財政負担の見込み額には入札による下落(=競争の効果)が反映されているが、従来方式には反映されていないことによりVFMが過大に見積もられているという指摘を踏まえ、従来方式の見込み額について過去の類似施設の落札価格等を基に算定する方法(地方公共団体で多く採用)を追記する。【4】
- 実際の金利情勢を十分に考慮し割引率を設定すべきという指摘への対応として、現行でもリスクフリーレートの採用が適当である旨記載しているが、具体的に、事業期間に近い長期国債の利回りを採用する方法がある旨を追記する。

※対応箇所 : 【VFMガイドライン-2、ニ2、四3(2)】

(2) VFM算定の実態調査を踏まえた割引率に関する改正について

- 近年の物価上昇傾向や、長期国債の利回りに係るマーケットの状況を踏まえ、割引率として用いる長期国債の利回りに期待物価上昇率を勘案することが想定される旨を追記する。
- リスクフリーレート採用の前提であるリスク調整が実務上困難であることを踏まえ、PFIの公的財政負担の見込額についてリスクプレミアムを加味した割引率を用いる手法(運営権ガイドラインに記載)を追記する。
また、直接の推計が困難なリスクの期待値の見合いとして、利払い費用の差やSPC関連費用を勘案することが想定される旨を追記する。

※対応箇所 : 【VFMガイドライン四1、四3(3)(4)】